

控訴事件の判決について

1 事件名

怠る事実の違法確認請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民4名

被控訴人 中野区長

3 訴訟の経過

平成30年(2018年) 2月16日 東京地方裁判所に訴えの提起

同月26日 訴状送達

令和元年(2019年) 12月4日 東京地方裁判所で却下判決の言渡し

同月16日 東京高等裁判所に控訴の提起

令和2年(2020年) 1月29日 控訴状送達

9月16日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区の住民である控訴人らが、東京都市計画公園第4・4・3号中野公園(平和の森公園。以下「本件公園」という。)の再整備工事(以下「本件工事」という。)に関し、地方自治法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」があると主張して、同法第242条の2第1項第3号の規定に基づき、被控訴人に対し、当該「怠る事実」の違法確認を求める住民訴訟である。

原判決は、控訴人らの主張する「怠る事実」が地方自治法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当して住民訴訟の対象となるとはいえないから、訴えが不適法であるとしてこれを却下する判決をしたところ、控訴人らがこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

6 判決

(1) 主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は控訴人らの負担とする。

(2) 判決理由の要旨

当裁判所も、本件訴えは、住民訴訟の対象とならない行為の違法確認を求めらるもので不適法であると判断する。その理由は、当審において当事者が敷えんした主張について判断を加えるほか、原判決のとおりであるから、これを引用する。

※ 参考（原判決の理由の要旨）

- (1) 原告らは、本件公園について、本件工事を中止すること、又は復旧工事を行うなどの原状回復措置を講じることが、被告が怠っている「財産の管理」である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、原告らの主張は、本件工事の請負契約の変更・解除や復旧工事の請負契約の締結等の個々の財務会計上の行為を特定した上でのものではないため、結局、中野区の都市公園管理者としての権限に基づいて被告が行う本件公園の整備に関する行為を包括して「財産の管理」と主張しているものと解するほかないところ、このような都市公園管理者としての権限に基づいて行われる本件公園の整備に関する行為は、中野区が本件公園を設置した目的に沿って本件公園の施設等を整え、公共の用に供するという公園管理行政の見地からする公園行政担当者としての行為（判断）であって、本件公園の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないというべきである。そして、このことは、当該行為（判断）の結果、本件公園の経済的価値に変動が生じる場合であっても、異なるものではない。

したがって、原告らの主張する「怠る事実」が「財産の管理を怠る事実」に該当して住民訴訟の対象となるとはいえない。

- (2) 以上によれば、本件訴えは不適法であるから却下する。